

練馬区教育委員会非常勤職員（スクールソーシャルワーカー）募集案内

1 応募資格および募集人数

応募資格	つぎのいずれかに該当する方 ① 社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方 ② 1年以上のスクールソーシャルワークまたはそれに準ずる実務経験を有する方
募集人数	若干名

※練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則第4条各号のいずれかに該当する方は応募できません。

【練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則（抜粋）】

（欠格条項）

第4条 委員会は、つぎの各号のいずれかに該当する者を職員として任用することができない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国または地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 雇用期間

平成29年10月1日～平成30年3月31日（1年間）

（勤務実績等による選考のうえ、4回を限度に再任することがあります。）

3 勤務場所

練馬区立学校教育支援センター（練馬区光が丘6-4-1）

※ 学校教育支援センターを拠点とし、要請のあった区立学校等を訪問します。

4 職務内容

- (1) 課題を抱える児童および生徒の置かれた環境への働きかけ
- (2) 学校内における教育相談体制への支援
- (3) 保護者、教職員等に対する支援、相談および情報提供
- (4) 関係機関等との連携および調整

5 勤務条件

勤務日数	月16日 ※原則として月曜日～金曜日
1日の勤務時間	7時間45分 ※原則として午前8時00分から午後19時15分の間
報酬	月額221,000円（交通費別途支給）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
年次有給休暇	所定の日数を付与

6 申込手続

(1) 必要書類 (①、②は必ず自筆のこと)

①受験申込書	必要事項を記載し、写真を貼付。
②課題作文	所定様式に記載している課題について、1500字程度で回答してください。
③返信用封筒	長形3号(120mm×235mm)。8.2円切手を貼付し、送付先住所、氏名を記載したもの。

(2) 受付期間および申込方法

上記(1)に記載している①～③の必要書類を、郵送または持参により提出してください。

郵送	受付期間	平成29年8月21日(月)から平成29年9月5日(火)まで【必着】
	あて先	〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 練馬区立学校教育支援センター 学校支援係

※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「**スクールソーシャルワーカー採用選考書類在中**」と明記し、特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

※普通郵便で送付した場合の事故については、責任を負いません。

持参	受付期間	平成29年8月21日(月)から平成29年9月5日(火)まで【必着】 受付時間：午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日を除く。
	場所	練馬区立学校教育支援センター 1階事務室

7 選考方法

(1) 第一次選考 (書類選考)

受験申込書の記載内容および課題作文により、選考します。

第一次選考の結果は、9月中旬に申込者全員に郵送にて通知する予定です。

(2) 第二次選考 (面接)

第一次選考の合格者を対象として、平成29年9月13日(水)に面接を実施予定です。

(ただし、応募状況によっては、平成29年9月15日(金)に面接を行う場合もあります。)

会場は学校教育支援センターです。集合時刻等は、第一次選考の合格通知とあわせて通知します。第二次選考の結果は、9月下旬に郵送にて通知する予定です。

8 その他

提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1

練馬区立学校教育支援センター 学校支援係

(電話) 03-6385-9911